

村山市監査委員公告 第7号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月28日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 令和5年2月17日から令和5年2月28日まで
3. 監査の範囲 令和4年1月1日から令和4年12月末日までにおける、財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】委託事業に係る実績報告の確認について

次の業務委託について、事業状況（実績）報告の確認が不十分であることが認められた。

件名：居合道旅行商品監修指導業務委託契約

業務委託契約書に定める、事業状況（実績）を報告する書類の提出、保管が認められない。契約相手方に徴求するなど契約の履行の確保に努められたい。

【注意事項】郵便切手の管理について

郵便切手は、いわゆる金券に該当するため、現金と同様の管理が必要であるとして、購入・使用に際しては、〔村山市文書管理規程〕により「郵便切手受払簿」に所要事項を記入することが定められている。

このたび、郵便切手の購入・使用等について確認したところ、一部、購入した事実があるものの、定められた郵便切手受払簿に、購入・使用等の事績を記載せず使用している状況が認められた。